



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年1月1日
以降始期用

工事保険(建設工事保険、組立保険、土木工事保険) の約款

建設工事保険普通保険約款、組立保険普通保険約款、土木工事保険普通保険約款、
特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の工事保険（建設工事保険、組立保険、土木工事保険）をご契約いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、工事保険（建設工事保険、組立保険、土木工事保険）の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。



E工2

To Be a Good Company
東京海上日動

特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

事故が起きたときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-720-110** “事故は720番—110番”
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

目 次

建設工事保険普通保険約款	1
組立保険普通保険約款	10
土木工事保険普通保険約款	19

特約条項

保険料に関する規定の変更特約条項	28
重大事由解除変更特約条項	34
サイバー攻撃による事故の補償限定特約条項	35
テロ危険不担保特約条項	35
臨時費用保険金担保特約条項	36
復旧費用単価上昇担保特約条項	36
保険対象外物件の復旧費用担保特約条項	37
損害原因調査費用担保特約条項	37
残存物取片づけ費用の支払方法変更特約条項	38
損害賠償責任担保特約条項	38
交差責任担保特約条項 (Both Way)	43
損害賠償責任担保特約条項の読み替特約条項	44
管理物件担保特約条項	44
他工区請負業者に対する求償権不行使特約条項	47
特別費用担保特約条項	47
国際間の航空貨物運賃担保特約条項	47
荷卸危険担保特約条項	47
一部使用による危険担保特約条項	48
一部使用による火災危険担保特約条項	48
メンテナンス期間に関する特約条項 (ビジット・メンテナンス)	48
メンテナンス期間に関する特約条項 (エクステンデッド・メンテナンス)	49
メンテナンス期間に関する特約条項 (フル・メンテナンス)	50
触媒担保特約条項	50
再組立に伴う解体工事危険担保特約条項	51
古品機械に関する特約条項 (時価)	51
古品機械に関する特約条項 (新価)	52
工事資材等輸送危険担保特約条項	52
設計の欠陥の波及損害不担保特約条項	55
縮小支払特約条項	55
支払限度額特約条項	55
特定台風危険不担保特約条項	56
設計、材質または製作の欠陥による直接損害不担保特約条項	56
設計、材質または製作の欠陥不担保特約条項	56
特約火災重複危険免責特約条項	57
仮工事の範囲に関する特約条項	57
請負金額未確定時保険金額設定特約条項	58
自社物件に関する保険金額設定特約条項	58
試運転期間中の免責金額に関する特約条項	58
保険責任の終期に関する特約条項 (試運転不担保)	58
土木工事に関する特約条項	59
建設工事保険総括契約特約条項 (精算)	60

建設工事保険総括契約特約条項（不精算）	63
組立保険総括契約特約条項（精算）	65
組立保険総括契約特約条項（不精算）	68
土木工事保険総括契約特約条項（精算）	70
土木工事保険総括契約特約条項（不精算）	74
共同保険に関する特約条項	76

- この特約条項に記載されている「普通保険約款」とは、ご契約される「建設工事保険普通保険約款」、「組立保険普通保険約款」または「土木工事保険普通保険約款」を指します。
- この特約条項に記載されている「総括契約特約条項」とは、ご契約に付帯する「建設工事保険総括契約特約条項（精算）」、「建設工事保険総括契約特約条項（不精算）」、「組立保険総括契約特約条項（精算）」、「組立保険総括契約特約条項（不精算）」、「土木工事保険総括契約特約条項（精算）」、「土木工事保険総括契約特約条項（不精算）」のいずれかを指します。

建設工事保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突然的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金（損害保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害（以下「吹き込み等損害」といいます。）。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた吹き込み等損害を除きます。
 - ④ 寒気、霜または氷（雹は含まれません。）によって生じた損害
 - ⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
 - ⑥ 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
 - ⑦ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
 - ⑧ 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）もしくは劣化の損害
 - ⑨ 被保険者が保険の対象の工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
 - ⑩ 工事用仮設材として使用される矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
 - ⑪ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 溝水の止水または排水費用
 - ② 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物（ただし、(2) および (3)

に掲げる物を除きます。) に限ります。

- ① 保険証券記載の工事の目的物
 - ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
 - ③ ①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備（以下「工事用仮設物」といいます。）
 - ④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- (2) (1) ③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。
- (3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具ならびにこれらの部品
 - ② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
 - ④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過器、潤滑油その他これらに類する物
 - ⑤ 原料または燃料その他これらに類する物

第4条（保険金額）

保険金額は、保険証券記載の工事にかかる請負契約金額（支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。以下「請負金額」といいます。）であることを要します。

第5条（損害の額の算定）

- (1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。
- (2) (1) の復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物に収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時における時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧できるときは、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{復旧費} - \text{復旧によって保険の対象の時価額が増加した場合は、その増加額} = \text{損害の額}$$

この算式において、増加額は、別表1に記載の額を限度とします。

- (3) (2) の時価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額（以下「再調達価額」といいます。）から使用による消耗、経過年数等に応じた額（別表1に記載の額を限度とします。）を差し引いて算出した額をいいます。
- (4) 次のいずれかに該当する費用は復旧費に含まないものとします。
- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
 - ② 排土または排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
 - ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
 - ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
 - ⑤ 保険の対象の復旧作業の休止または手持ち期間の手持ち費用
- (5) 損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を（1）から（4）までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が請負金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left(\text{第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (4) (3)の場合において、当会社は、(3)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、この費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（この保険契約における保険の対象と同一のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等にその支払責任額を再調達額から使用による減価を差し引いた額または損害が生じた地および時における保険の対象の価額を基準として算出する旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、第6条（保険金の支払額）の規定により算出された損害保険金の額を限度とします。

$$((\text{第5条(損害の額の算定)} - \text{免責金額}) - \text{他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金または第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額}) = \text{損害保険金(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償する共済金の合計額}$$

この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。

(3) (1)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金について支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

第2章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。ただし、保険期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。

(2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間中であっても、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時。以下同様とします。）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。

(3) (1)および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険期間の延長）

(1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間の終了後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき承認を請求することができます。

(2) (1)の承認をする場合には、当会社は、変更前の保険期間と変更後の保険期間に基づき計算した追加保険料を請求することができます。

(3) 当会社は、延長前の保険期間の終了後、(2)の規定による追加保険料が払い込まれる前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項

することによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（4）（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第11条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

① 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。

② 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。

③ ①および②のほか、危険が著しく増加すること。

④ ①から③までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。

（2）（1）の事実がある場合（（4）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（1）①から④までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかつたときは除きます。

（5）（4）の規定は、（1）の事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の調査）

（1）当会社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。

（2）（1）の調査の際、事故発生のおそれが大きいと認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

（3）保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者(以下この項において保険契約者等といいます。)が、正当な理由がなく(2)の請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者等が(2)の請求に応じていたならば防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、請負金額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の請負金額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第18条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第11条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第11条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還－取消しの場合）

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第16条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額前の保険金額と減額後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還します。

第24条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)、第13条（保険の対象の調査）(3)、第18条（重大事由による解除）(1) または第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間が1年を超える場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第25条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた保険の対象または工事現場を調査することができます。

(3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、(2) の調査の前に、損害の拡大を防止するために必要な限度を超えて保険の対象を修理またはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1) の通知を行った後、当会社が7日以内に調査を行わない場合または保安上必要と認められる場合は、この規定は適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) または(3) の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害の拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合は、この保険契約に適用される普通保険約款または特約条項の規定により保険金が支払われないとを除き、当会社は、当会社が承認したものに限り、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。

(3) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生の防止のために支出した費用については、当会社は、これを負担しません。

(4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第1条（保険金を支払う場合）} - \text{損害の発生または拡大を防止する} \\ \text{の事故による損害の額} = \text{損害の額}$$

第27条（残存物）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。ただし、第5条（損害の額の算定）（5）の規定が適用された残存物については、被保険者の所有に属するものとします。

第28条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害の額を証明する書類
- ③ 請負金額および請負金額の内訳を証明する書類
- ④ 事故原因を確認する書類

⑤ その他当会社が第29条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が第28条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最も長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 保険の対象となる工事において使用されている材料・技術・工法等もしくは事故発生の原因となる事由が特殊である場合または工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（3）（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（4）（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な

理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第33条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 復旧費または再調達価額から差し引く限度額（第5条（損害の額の算定）関係）

保険の対象の種類	限度額
工事用仮設建物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の80%に相当する額とします。
上記以外の財物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するため一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）（1） の損害保険金	損害の額－免責金額 この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。
2	第1条（保険金を支払う場合）（2） の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとする。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

組立保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突然的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金（損害保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害（以下「吹き込み等損害」といいます。）。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた吹き込み等損害を除きます。
 - ④ 寒気、霜または氷（雹は含まれません。）によって生じた損害
 - ⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
 - ⑥ 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
 - ⑦ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
 - ⑧ 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）もしくは劣化の損害
 - ⑨ 被保険者が保険の対象の工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
 - ⑩ 工事用仮設材として使用される矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
 - ⑪ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 溝水の止水または排水費用
 - ② 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物（ただし、(2) および (3)

に掲げる物を除きます。) に限ります。

- ① 保険証券記載の工事の目的物
 - ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
 - ③ ①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備（以下「工事用仮設物」といいます。）
 - ④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- (2) (1) ③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。
- (3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具ならびにこれらの部品
 - ② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
 - ④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
 - ⑤ 原料または燃料その他これらに類する物

第4条（保険金額）

保険金額は、保険証券記載の工事にかかる請負契約金額（支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。以下「請負金額」といいます。）であることを要します。

第5条（損害の額の算定）

- (1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。
- (2) (1) の復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物に収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時ににおける時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧できるときは、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{復旧費} - \text{復旧によって保険の対象の時価額が増加した場合は、その増加額} = \text{損害の額}$$

この算式において、増加額は、別表1に記載の額を限度とします。

- (3) (2) の時価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額（以下「再調達価額」といいます。）から使用による消耗、経過年数等に応じた額（別表1に記載の額を限度とします。）を差し引いて算出した額をいいます。
- (4) 次のいずれかに該当する費用は復旧費に含まないものとします。
- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
 - ② 排土または排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
 - ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
 - ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
 - ⑤ 保険の対象の復旧作業の休止または手持ち期間の手持ち費用
- (5) 損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時ににおけるその残存物の価額を（1）から（4）までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が請負金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left(\text{第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (4) (3)の場合において、当会社は、(3)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、この費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（この保険契約における保険の対象と同一のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等にその支払責任額を再調達額から使用による減価を差し引いた額または損害が生じた地および時における保険の対象の価額を基準として算出する旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、第6条（保険金の支払額）の規定により算出された損害保険金の額を限度とします。

$$((\text{第5条(損害の額の算定)} - \text{免責金額}) - \text{他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金または第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額}) = \text{損害保険金(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償する共済金の合計額}$$

この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。

(3) (1)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金について支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

第2章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。ただし、保険期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。

(2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間中であっても、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時。以下同様とします。）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。

(3) (1)および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険期間の延長）

(1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間の終了後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき承認を請求することができます。

(2) (1)の承認をする場合には、当会社は、変更前の保険期間と変更後の保険期間に基づき計算した追加保険料を請求することができます。

(3) 当会社は、延長前の保険期間の終了後、(2)の規定による追加保険料が払い込まれる前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項

することによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（4）（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第11条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

① 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。

② 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。

③ ①および②のほか、危険が著しく増加すること。

④ ①から③までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。

（2）（1）の事実がある場合（（4）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（1）①から④までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかつたときは除きます。

（5）（4）の規定は、（1）の事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の調査）

（1）当会社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。

（2）（1）の調査の際、事故発生のおそれが大きいと認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

（3）保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者(以下この項において保険契約者等といいます。)が、正当な理由がなく(2)の請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者等が(2)の請求に応じていたならば防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、請負金額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の請負金額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第18条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第11条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第11条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還一無効または失効の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還一取消しの場合）

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

第16条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額前の保険金額と減額後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還します。

第24条（保険料の返還一解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)、第13条（保険の対象の調査）(3)、第18条（重大事由による解除）(1) または第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間中の危険に基づき計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた保険の対象または工事現場を調査することができます。

(3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、(2) の調査の前に、損害の拡大を防止するために必要な限度を超えて保険の対象を修理しましたはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1) の通知を行った後、当会社が7日以内に調査を行わない場合または保安上必要と認められる場合は、この規定は適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) または(3) の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害の拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合は、この保険契約に適用される普通保険約款または特約条項の規定により保険金が支払われないときを除き、当会社は、当会社が承認したものに限り、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。

(3) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生の防止のために支出した費用については、当会社は、これを負担しません。

(4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第1条（保険金を支払う場合）} - \text{損害の発生または拡大を防止する} = \text{損害の額}$$

の事故による損害の額 ことができたと認められる額

第27条（残存物）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。ただし、第5条（損害の額の算定）（5）の規定が適用された残存物については、被保険者の所有に属するものとします。

第28条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害の額を証明する書類
- ③ 請負金額および請負金額の内訳を証明する書類
- ④ 事故原因を確認する書類

⑤ その他当会社が第29条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が第28条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最も長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 保険の対象となる工事において使用されている材料・技術・工法等もしくは事故発生の原因となる事由が特殊である場合または工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（3）（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（4）（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な

理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第33条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 復旧費または再調達価額から差し引く限度額（第5条（損害の額の算定）関係）

保険の対象の種類	限度額
工事用仮設建物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の80%に相当する額とします。
上記以外の財物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するため一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）（1） の損害保険金	損害の額－免責金額 この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。
2	第1条（保険金を支払う場合）（2） の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

土木工事保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金（損害保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害（以下「吹き込み等損害」といいます。）。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた吹き込み等損害を除きます。
- ④ 寒気、霜または氷（雹は含まれません。）によって生じた損害
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
- ⑥ 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
- ⑦ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- ⑧ 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）もしくは劣化の損害
- ⑨ 被保険者が保険の対象の工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- ⑩ 矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ⑪ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
- ⑫ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- ⑬ 浸漬部分に生じた埋没または隆起の損害
- ⑭ 壊石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- ⑮ 切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- ⑯ ケーソンの沈設不能の損害
- ⑰ 沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
- ⑱ シールド機械または推進管の推進不能の損害
- ⑲ 芝、樹木その他の植物について生じた損害
- ⑳ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における保険証券記載の工事の目的物について生じた土砂崩壊に対しては、この規定は適用しません。
- ㉑ 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類する損害
- ㉒ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外因の作用により生じたひび割れに対しては、この規定は適用しません。
- ㉓ 支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛け矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害については、この規定は適用しません。

- ④ 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 不発弾または機雷
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 湧水の止水または排水費用
 - ② 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
 - ③ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替または補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ④ 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
 - ⑤ ケーソンの沈設位置またはシールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方に向もしくは位置の矯正に要する費用
 - ⑥ ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ⑦ 排水溝等（排水溝、調整池、暗渠、沈砂池、埋設管その他これらに類する物をいいます。以下同様とします。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損害が生じた場合は、この規定は適用しません。
 - ⑧ 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物の継ぎ目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用もしくは清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合は、この規定は適用しません。
 - ⑨ 海水のたまりを除去する費用（以下「海水の除去費用」といいます。）。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合において、保険の対象の復旧に直接必要な海水の除去費用については、この規定は適用しません。
 - ⑩ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物（ただし、(2) および(3)に掲げる物を除きます。）に限ります。
- ① 保険証券記載の工事の目的物
 - ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
 - ③ ①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備（以下「工事用仮設物」といいます。）
 - ④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- (2) (1) ③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。
- (3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具ならびにこれらの部品
 - ② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
 - ④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過器、潤滑油その他これらに類する物
 - ⑤ 原料または燃料その他これらに類する物

第4条（保険金額）

保険金額は、保険証券記載の工事にかかる請負契約金額（支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。以下「請負金額」といいます。）であることを要します。

第5条（損害の額の算定）

(1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。

(2) (1) の復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時における時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧できるときは、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{復旧費} - \frac{\text{復旧によって保険の対象の時価額が}}{\text{増加した場合は、その増加額}} = \text{損害の額}$$

この算式において、増加額は、別表1に記載の額を限度とします。

(3) (2) の時価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額（以下「再調達価額」といいます。）から使用による消耗、経過年数等に応じた額（別表1に記載の額を限度とします。）を差し引いて算出した額をいいます。

(4) 次のいずれかに該当する費用は復旧費に含まないものとします。

- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
- ② 排土または排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
- ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
- ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
- ⑤ 保険の対象の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用
- ⑥ 保険契約者または被保険者が損害の発生または拡大の防止のために支出した費用

(5) 損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)から(4)までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。

(2) 保険金額が請負金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left(\text{第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(4) (3)の場合において、当会社は、(3)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、この費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（この保険契約における保険の対象と同一のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた

残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の場合において、他の保険契約等にその支払責任額を再調達額から使用による減価を差し引いた額または損害が生じた地および時における保険の対象の価額を基準として算出する旨の約定があるときは、(1) の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、第6条（保険金の支払額）の規定により算出された損害保険金の額を限度とします。

$$\left(\text{第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額} - \text{免責金額} \right) - \frac{\text{他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金または第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の額}}{\text{害を補償する共済金の合計額}} = \text{損害保険金}$$

この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。

(3) (1) の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2) の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条（1）の損害保険金の額は、(1) または(2) の規定を適用して算出した額とします。

第2章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。ただし、保険期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。

(2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間中であっても、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時。以下同様とします。）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。

(3) (1) および(2) の時刻は、日本国標準時によるものとします。

(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険期間の延長）

(1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間の終了後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき承認を請求することができます。

(2) (1) の承認をする場合には、当会社は、変更前の保険期間と変更後の保険期間に基づき計算した追加保険料を請求することができます。

(3) 当会社は、延長前の保険期間の終了後、(2) の規定による追加保険料が払い込まれる前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかるわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第11条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- ① 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
 - ② 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
 - ③ ①および②のほか、危険が著しく増加すること。
 - ④ ①から③までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生すること。
- (2) (1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①から④までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかつたときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条(保険の対象の調査)

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。
- (2) (1)の調査の際、事故発生のおそれが大きいと認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者(以下この項において保険契約者等といいます。)が、正当な理由がなく(2)の請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者等が(2)の請求に応じていたならば防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第14条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超

過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

(2) 保険契約締結の後、請負金額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の請負金額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第18条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 第11条（通知義務）(1) の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1) または(2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、第11条（通知義務）(1) の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還一取消しの場合）

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

第16条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額前の保険金額と減額後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還します。

第24条（保険料の返還一解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)、第13条（保険の対象の調査）(3)、第18条（重大事由による解除）(1)または第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間中の危険に基づき計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた保険の対象または工事現場を調査することができます。

(3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、(2)の調査の前に、損害の拡大を防止するために必要な限度を超えて保険の対象を修理しましたはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った後、当会社が7日以内に調査を行わない場合または保安上必要と認められる場合は、この規定は適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用については、当会社は、これを負担しません。

(3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかつた場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第1条（保険金を支払う場合）} - \text{損害の発生または拡大を防止する} = \text{損害の額}$$

の事故による損害の額 ことができたと認められる額

第27条（残存物）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。ただし、第5条（損害の額の算定）(5)の規定が適用された残存物については、被保険者の所有に属するものとします。

第28条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害の額を証明する書類
- ③ 請負金額および請負金額の内訳を証明する書類
- ④ 事故原因を確認する書類
- ⑤ その他当会社が第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。

ます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もししくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、被保険者が第28条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 保険の対象となる工事において使用されている材料・技術・工法等もしくは事故発生の原因となる事由が特殊である場合または工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

(3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1) から (3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかつた場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この

場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第33条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 復旧費または再調達価額から差し引く限度額（第5条（損害の額の算定）関係）

保険の対象の種類	限度額
工事用仮設建物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の80%に相当する額とします。
上記以外の財物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するため一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金	損害の額-免責金額 この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。
2	第1条（保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

特約条項

以下に印刷されている特約条項については、保険証券上の特約条項名称が表示されている場合に適用されます。

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
 - ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。
- 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末
- (3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
 - ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
- (4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- ① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
 - ③ 当会社が②の確約を承認した場合
- (5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。

<p>① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいいます。以下同様とします。）に設定されていること。</p>	
<p>② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。</p>	
<p>(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。</p>	
<p>(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。</p>	
<p>(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。</p>	
<p>① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。</p>	<p>保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。</p>
<p>② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めたとき。</p>	<p>第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。</p>

第3条（保険料の払込方法ークレジットカード払方式）

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払的方式により払い込むものとします。
- ① 保険契約者からクレジットカード払的方式による保険料払込みの申出がある場合
 - ② 当会社が①の申出を承認する場合
- (2) (1)の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当会社の指定するクレジットカードに限りります。以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第1条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
 - ② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
- ① 当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (4) (3)①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (5) 当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払的方式による払込みは行わないものとします。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払的方式の場合で、第3条（保険料の払込方法ークレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払的方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料（当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払的方式を含みません。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。

② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合

③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。

④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条（1）①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当会社が第4節第1条（1）②の承認の請求を受けた場合または同節第1条（1）①もしくは同節第1条（2）の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。

⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条（4）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。

⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条（2）②に規定する期日または同節第5条（1）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

(1) この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通約款第17条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通約款第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（1）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条（1）②の規定による解除の場合	第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条（1）③の規定による解除の場合	第1条（1）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条（1）④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを忘了た日
⑤ 第1条（1）⑤の規定による解除の場合	第4節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条（1）⑥の規定による解除の場合	第1条（1）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条（2）の規定による解除の場合	普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通約款第10条（告知義務）（3）③の承認をする場合
- ② 普通約款第11条（通知義務）（1）の承認の請求を受けた場合
- ③ 普通約款第16条（保険金額の調整）（2）の通知を受けた場合

（2）当会社は、（1）のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

（3）（1）および（2）の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料（（1）②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通約款第11条（通知義務）（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）（1）に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。）	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（（1）②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通約款第11条（通知義務）（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料	
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（（1）①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領収前に生じた事故（当会社が（1）②の承認の請求を受けた場合、または（1）①もしくは（2）の承認をする場合に、承認の請求に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。）による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

① （1）および（3）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません（（1）①または②の場合は、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）④の規定により解除できるときに限ります。）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

② （2）および（3）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

（5）保険契約の失効の場合は、当会社は、付表に規定する保険料を返還します。

（6）次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表に規定する保険料を返還します。

① 普通約款第10条（告知義務）（2）

② 普通約款第11条（通知義務）（2）

③ 普通約款第13条（保険の対象の調査）（3）

④ 重大事由解除変更特約条項により読み替えられた普通約款第18条（重大事由による解除）（1）または同条（2）

⑤ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）

⑥ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）

（7）普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間中の危険に基づき計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料の精算に関する適用約款が適用される場合は、その規定に従って保険料を精算します。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

（1）次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第2節第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）

② 第1条（3）

（2）次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

（3）当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）

イ. 普通約款第19条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）

ウ. 第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）

エ. 第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

（4）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う

口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(追加保険料の払込み等一クレジットカード払方式の場合の特則)

(1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行つたことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第2節第3条(保険料の払込方法ークレジットカード払方式)

② 第1条(3)

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3)(2)①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払的方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み

② クレジットカード会社経由の返還

(5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

(1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2)(1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。

② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

① 普通約款第10条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時

② 普通約款第11条(通知義務)(1)または第1条(2)に規定する承認の請求が行われた日時

③ 事故の発生の日時

第5条（精算保険料に関する特則）

保険料の精算に関する適用約款の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条（準用規定）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款の次の規定を適用しません。
- ① 第20条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）
 - ② 第21条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2)
 - ③ 第23条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）
 - ④ 第24条（保険料の返還一解除の場合）
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、適用約款の規定を準用します。

付表 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

返還保険料の額
(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。）
(2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額

重大事由解除変更特約条項

この特約条項に従い、この保険契約に適用される普通保険約款第18条（重大事由による解除）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第18条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

サイバー攻撃による事故の補償限定特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	<p>次の事象をいいます。</p> <p>① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 　ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 　イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 　ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤動作または不具合。ただし、アおよびイを除きます。 　エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、アからウまでを除きます。</p>
サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。</p> <p>① コンピュータシステムへの不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤動作を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） ④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為</p>
コンピュータシステム	<p>情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、次のものを含みます。</p> <p>① 通信用回線 ② 端末装置等の周辺機器 ③ ソフトウェア ④ 磁気的または光学的に記録されたデータ ⑤ クラウド上で運用されるもの</p>

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する損害（損失または費用を含みます。以下同様とします。）に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、サイバー攻撃に起因しない損害に対しては、(1) の規定を適用しません。
- (3) 当会社は、サイバー攻撃によって、保険の対象について火災または破裂もしくは爆発（「破裂もしくは爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）が生じた場合は、(1) の規定を適用しません。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

テロ危険不担保特約条項

第1条（テロ危険不担保）

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、この特約条項に従い、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。なお、この特約条項において損害とは、損失、費用または傷害を含みます。

- ① テロ行為
 - ② テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為
- (2) (1) のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帶する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。

第2条（総括契約の場合の適用）

総括契約特約条項が付帯された保険契約である場合は、第1条（テロ危険不担保）の規定は、1工事あたりの保険金額が15億円以上の工事にのみ適用するものとします。

臨時費用保険金担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害保険金およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたために、臨時に生じる費用に対して、この特約条項に従い、臨時費用保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

$$\text{普通約款第1条（保険金を支払う場合）(1)} \\ \text{に規定する損害保険金およびこの保険契約に付} \times \text{支払割合 (20\%)} = \text{臨時費用保険金の額} \\ \text{帯された他の特約条項に規定する損害保険金}$$

- (2) 当会社は、(1)の規定によって支払われる臨時費用保険金と普通約款第6条（保険金の支払額）の規定により支払われる損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、この費用保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（第1条（保険金を支払う場合）に規定する費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、1回の事故につき、100万円（他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。以下同様とします。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
100万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

復旧費単価上昇担保特約条項

第1条（損害の額の算定）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の額の算定）(2)の規定（ただし書の規定を除きます。）にかかるわらず、同条(1)に規定する復旧費については、次に掲げる単価を考慮した請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、この単価は、請負金額を構成する費目（以下「費目」といいます。）ごとに請負金額の積算単価の130%を超えないものとします。

単価	費目ごとに、次の①または②の単価 ① 物価または労務費の上昇の影響を受けた結果要した単価 ② 普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象の購入単位の違いにより要した単価
----	--

第2条（残存物がある場合の損害の額の算定）

この特約条項に従い、普通約款第5条（損害の額の算定）(5)の規定中「(1)から(4)まで」とあるのを「(1)から(4)までおよび復旧費単価上昇担保特約条項第1条（損害の額の算定）」と読み替えます。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険対象外物件の復旧費用担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害保険金およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害が生じた普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）の復旧のため、保険の対象以外の物の取りこわしが必要となり、取りこわしを行った場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した必要かつ有益な費用（以下「原状復旧費用」といいます。）に対して、この特約条項に従い、原状復旧費用保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する原状復旧費用保険金には、取りこわし費用および普通約款第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれるものは含まれません。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が原状復旧費用に対して支払う原状復旧費用保険金の額（縮小支払特約条項が付帯されている場合は、原状復旧費用に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額とします。）は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)の規定によって支払われる原状復旧費用保険金と普通約款第6条（保険金の支払額）の規定により支払われる損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、この費用保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（第1条（保険金を支払う場合）に規定する費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、原状復旧費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を原状復旧費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
原状復旧費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

損害原因調査費用担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害保険金およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害が生じた普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（以下

「損害原因調査費用」といいます。)に対して、この特約条項に従い、損害原因調査費用保険金を支払います。

(2) (1) に規定する損害原因調査費用には、次のものは含まれません。

- ① 被保険者またはその親族もしくは使用人いかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員いかかわる人件費
- ② 普通約款第5条(損害の額の算定)に規定する損害の額に含まれるもの

第2条(保険金の支払額)

(1) 当会社が損害原因調査費用に対して支払う損害原因調査費用保険金の額(縮小支払特約条項が付帯されている場合は、損害原因調査費用に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額とします。)は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

(2) 当会社は、(1)の規定によって支払われる損害原因調査費用保険金と普通約款第6条(保険金の支払額)の規定により支払われる損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、この費用保険金を支払います。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(第1条(保険金を支払う場合)に規定する費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、損害原因調査費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を損害原因調査費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害原因調査費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4条(準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

残存物取片づけ費用の支払方法変更特約条項

第1条(保険金の限度額)

この特約条項に従い、この保険契約に適用される普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条(保険金の支払額)(3)の規定中「第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度」とあるのを「第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の10%に相当する額または保険証券記載のこの特約条項に係る保険金額のうちいずれか高い額を限度」と読み替えます。

第2条(準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

損害賠償責任担保特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約条項に従い、次のいずれかに該当する事由に起因して、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について法律上の損害賠償責任を負担すること(以下「保険事故」といいます。)によって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 工事現場における被保険者による保険証券記載の工事(以下「保険対象工事」といいます。)の遂行
- ② 保険対象工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有、使用または管理する施設または設備

(2) 当会社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

(3) 被保険者相互間における他の被保険者は、(1)の「他人」とみなしません。

第2条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払うべき第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいい、被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

② 爭訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③ 損害防止軽減費用

第9条（事故の発生）(1) (3)の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いました既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（(4)に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④ 緊急措置費用

第9条（1）(3)の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いました手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤ 協力費用

第10条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
汚染物質	固体状、液体状または気体状等の物質の状態および酸性またはアルカリ性等の物質の性質にかかるらず、次のいずれかのものをいいます。 ① 有害な化学物質 ② 危険物質 ③ ①および②のほか、生物に有害な物質または土壤、大気もしくは水の汚染の原因となる物質 ④ 臭氣 ⑤ 石油物質。石油物質とは、次のいずれかに該当する物質をいいます。 ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッヂ、タール等の石油類 イ. アの石油類より誘導される化成品類 ウ. アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣
汚染浄化費用	その名称が何であるかにかかるらず、汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和等に要するすべての費用をいいます。

建設用工作車	<p>工事現場において被保険者が保険対象工事の遂行のために所有、使用または管理する次のいずれかに該当する車両をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 排土または整地機械として使用する工作車（ブルドーザー、アンクルドーザー、タイヤドーザー、スクレーバー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー、キャリオール、ロードローラー、除雪用スノープラウ等） ② 万能掘削機械として使用する工作車（エクスカベータ、パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、バックホー、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー、パイルドライバー、アースオーガ、アースドリル等） ③ 揚重専用機械として使用する工作車（トラッククレーン、クレントラック、ホールクレーン、クレーンカー等） ④ 積込機械として使用する工作車（トラクターショベル、スイングローダー、モートローダー、エクスカベータローダー、フォークリフト、ストラドルキャリア等） ⑤ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベア、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル ⑥ ①から⑤までに規定する車両をけん引するトラクター、整地用または農耕用トラクター ⑦ 道路建設用または補修用機械として使用する工作車（マカダムロードローラー、タンデムローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャ等） ⑧ コンクリートミキサー車、ミキサー車、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車
--------	--

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載されたこの特約条項に係る免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載されたこの特約条項に係る支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- (2) 当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}} = \text{保険金の額}$$

- (3) 当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条（保険責任の始期）

- (1) この特約条項における当会社の保険責任は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険責任の始期および終期）(1) およびこの保険契約に付帯された他の特約条項における保険責任の始期に関する規定にかかわらず、保険対象工事に着工した時（解体、分解、撤去または取片づけ工事を含む場合は、解体、分解、撤去または取片づけ工事を開始した時とのいずれか早い時とします。）に始まります。ただし、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）以降の時とします。
- (2) (1) の時刻は、日本国標準時によるものとします。

第6条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行います。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意
 - ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾または労働争議
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ④ 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊。「工

作物」とは、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます（以下同様とします。）。

イ. 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊

ウ. 地下水の増減

- ⑤ 施設または設備の外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑥ 航空機、船舶または自動車もしくは原動機付自転車の所有、使用または管理
- ⑦ 被保険者の占有を離れ、工事現場外にある財物
- ⑧ 保険対象工事における工事の目的物の引渡し（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、保険対象工事の完成とします。）または保険対象工事の放棄の後に保険対象工事の結果に起因して発生した事故。ただし、工事現場に被保険者が放置し、または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ⑨ ちりもしくはほこりまたは騒音
- ⑩ 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
- ⑪ 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ⑫ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
- ⑬ 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出もしくは放出（以下「排出等」といいます。）または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理。ただし、汚染物質の排出等について、次のすべての条件に該当する場合を除きます。
 - ア. 汚染物質の排出等が不測であること。
 - イ. 汚染物質の排出等の原因となる事故（以下「原因事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
 - ウ. 汚染物質の排出等が急激であること。

エ. 原因事故が発生してから7日以内に被保険者が汚染物質の排出等を発見し、かつ21日以内に第9条（事故の発生）（1）①に規定する事項を当会社に通知すること。

（2）当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行います。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 次のいずれかに該当する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ア. 被保険者が所有する財物（所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）
 - イ. 被保険者が占有または使用している財物
 - ウ. 被保険者が直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）
 - エ. 被保険者が借りている財物（リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。）
 - オ. 被保険者が保管施設（保管、修理、加工、点検または整備を目的として他人の財物を預かるための施設をいいます。）において保管するために預かっている財物
 - カ. 普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

（3）当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害で、その使用、貯蔵または運搬に関して法令違反がなかった場合を除きます。

- ① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
- ② 核原料物質
- ③ 放射性元素
- ④ 放射性同位元素
- ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）

（4）当会社は、汚染浄化費用またはこれを支出したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（1）⑩ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

（5）当会社は、保険対象工事に関する契約について、完成期限または納期の遅延、能力不足その他

の債務不履行に起因して、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（建設用工作車危険）

- (1) この特約条項において、建設用工作車は、被保険者が工事現場において保険対象工事の遂行のために所有、使用または管理している間に限り、第6条（保険金を支払わない場合）(1)⑥の自動車に該当しないものとみなします。
- (2) 建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払う損害が発生した場合において、その建設用工作車につき自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約（責任共済契約を含みます。以下「自賠責保険契約」といいます。）が締結されるべきとき、もしくは締結されているとき、または自動車保険契約（責任共済契約を含みます。以下同様とします。）が締結されているときは、当会社は、普通約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、その損害の額が自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。
- (3) (2) の場合において、当会社は、自賠責保険契約もしくは自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額または保険証券に記載されたこの特約条項に係る免責金額のいづれか大きい金額を免責金額として、第4条（保険金の支払額）(1) の規定を適用します。

第8条（1事故の定義）

同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第9条（事故の発生）

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ② 他の保険契約等（第1条（保険金を支払う場合））の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
 - ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1) ①、②または⑤に規定する義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1) ③に規定する義務に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③ (1) ④に規定する義務に違反した場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第10条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく（1）の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有し

ます。

- (2) 当会社が第2条（損害の範囲）①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特權行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（2）④の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第12条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ① 第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
 - ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があつたことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ 第2条（損害の範囲）②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥ その他当会社が普通約款第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をわなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

交差責任担保特約条項（Both Way）

第1条（財物の損壊についての賠償責任）

- (1) この保険契約に付帯された損害賠償責任担保特約条項（以下「賠責特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、他人の財物の損壊による損害について、保険証券記載の発注者（以下「発注者」といいます。）および請負業者グループに属する被保険者の相互間における他の被保険者（請負業者グループに属する被保険者相互間における他の被保険者を除きます。）は、同条の「他人」とみなします。この場合においては、支払限度額に関する規定を除き、この保険契約の規定を被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1) の「請負業者グループ」とは、保険証券記載の被保険者のうち、発注者から保険証券記載の工事を請け負う者およびその下請負人をいいます。

第2条（身体の障害についての賠償責任）

他人の身体の障害による損害について、請負業者グループに属する被保険者が発注者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、発注者を賠責特約第1条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなします。この場合においては、支払限度額に関する規定を除き、この保険契約の規定を被保険者ごとに個別に適用します。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

損害賠償責任担保特約条項の読み替え特約条項

第1条（損害賠償責任担保特約条項の読み替え）

この特約条項に従い、損害賠償責任担保特約条項（以下「賠責特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定は、次のとおり読み替えます。

「(2) 当会社は、(1)の事由に起因する事故がこの保険契約に適用される総括契約特約条項の保険責任の始期および終期の規定に定める保険責任期間（以下「保険責任期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。」

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。この場合において、賠責特約の規定中「保険期間」とあるのを「保険責任期間」と読み替えます。

管理物件担保特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
管理物件	<p>(1) 被保険者が所有、使用または管理する建物、構築物、機械設備、什器・備品、家財、商品・製品その他の財物のうち工事現場に所在する次のいずれかに該当するもの（(2)に掲げる物を除きます。）をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 被保険者が所有する財物（所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）② 被保険者が占有または使用している財物③ 被保険者が直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）④ 被保険者が他人から借りている財物（リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。）⑤ 被保険者が保管施設（保管、修理、加工、点検または整備を目的として他人の財物を預かるための施設をいいます。）において保管するために預かっている財物 <p>(2) 次に掲げる物は、管理物件に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none">① この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）(1)に規定する物② 次のいずれかに該当する工事の目的物およびこれらの工事に使用される物<ul style="list-style-type: none">ア. 保険対象工事における解体、分解、撤去または取付け工事イ. 保険対象工事から除外された工事および工事現場内で行われる他の工事③ 据付機械設備等の工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品④ 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両

	<p>⑤ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物</p> <p>⑥ 動植物</p> <p>⑦ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの</p>
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚されることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
保険対象工事	保険証券記載の工事をいい、この特約条項が付帯されている保険契約の保険の対象から除外された工事を含みません。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険対象工事に起因して発生した管理物件の損壊について、被保険者が、その損壊が生じた管理物件を損壊発生直前の状態に復旧するために第5条（損害の額の算定）に規定する管理物件復旧費用を支出したことによって被る損害に対して、この特約条項に従い、管理物件復旧費用保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する保険金を支払わない損害または費用のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 冷凍、冷蔵または保冷のための装置または設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化または湿度変化
- ② 盗難、紛失、詐欺または横領

第4条（保険責任の始期）

(1) この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)およびこの保険契約に付帯された他の特約条項における保険責任の始期に関する規定にかかるわらず、保険対象工事に着工した時（解体、分解、撤去または取片づけ工事を含む場合は、解体、分解、撤去または取片づけ工事を開始した時とのいずれか早い時とします。）に始まります。ただし、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）以降の時とします。

(2) (1) の時刻は、日本国標準時によるものとします。

第5条（損害の額の算定）

(1) 当会社が、第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金として支払うべき損害の額は、損壊が生じた管理物件を損壊発生直前の状態に復旧するのに直接要した再築、再取得または修理の費用（以下「管理物件復旧費用」といいます。）の額とします。ただし、管理物件の再調達価額（管理物件と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）から使用による消耗、経過年数等に応じた額（別表に記載の額を限度とします。）を差し引いた額を限度とします。

(2) 次のいずれかに該当する費用は管理物件復旧費用に含まないものとします。

- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、管理物件復旧費用に含むものとします。
- ② 排土または排水費用。ただし、当会社が、管理物件復旧費用の一部をなすと認めた費用については、管理物件復旧費用に含むものとします。
- ③ 管理物件の模様替えまたは改良による増加費用
- ④ 管理物件の損傷復旧方法の研究費用
- ⑤ 管理物件の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用

(3) 損壊が生じた管理物件につき残存物がある場合は、損壊が生じた地および時ににおけるその残存物の価額を(1)および(2)の規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して、1回の事故につき、保険証券記載のこの特約条項に係る保険金額を限度とし、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を第2条に規定する管理物件復旧費用保険金として、支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から免責金額（保険証券記載の免責金額または他の保険契約等の免責金額のうち、最も低い額とします。）を差し引いた額（以下この条において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの特約条項によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、当会社は、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

第8条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第2条（保険金を支払う場合）の損壊が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の損害の拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第3条（保険金を支払わない場合）および普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当せず、かつ、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定が適用されないときは、当会社は、当会社が承認したものに限り、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の損害の発生の防止のために支出した費用については、当会社は、これを負担しません。

(4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、その損壊による損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて管理物件復旧費用保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

当会社が被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎり、その被保険者の保険金の請求をとりまとめて行うものとします。

第10条（求償権の不行使）

当会社が、この特約条項に従い、保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する債権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって当会社に移転したその債権行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

第11条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 再調達価額から差し引く限度額

管理物件の種類	限度額
建物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の80%に相当する額とします。
上記以外の財物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。

他工区請負業者に対する求償権不行使特約条項

第1条（求償権の不行使）

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第31条（代位）(1)の規定により、当会社に移転した債権のうち、他工区請負業者に対する債権については、これを行使しません。ただし、当会社が保険金を支払うべき損害がその他工区請負業者の故意または重大な過失によって生じた場合を除きます。
- (2) (1)に規定する他工区請負業者とは、同一発注者が分離発注した工事を請け負った者（下請負人を含みます。）のうち被保険者以外の者とします。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

特別費用担保特約条項

第1条（特別費用）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する事故により保険金を支払うべき損害が生じた結果、その事故によって損害が生じた普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な次のいずれかに該当する費用を、この特約条項に従い、普通約款第5条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に算入します。

- ① 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。）内に生じた貨物運賃のうち、その期間を短縮するために通常要する費用を超えて要した部分（国際間の航空貨物運賃を含みません。）
- ② 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

国際間の航空貨物運賃担保特約条項

第1条（国際間の航空貨物運賃）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象に生じた損害に対して普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により保険金が支払われる場合は、その損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するするために必要な工事の目的物または工事用材料に係る国際間の航空貨物運賃（以下「国際間の航空貨物運賃」といいます。）を、この特約条項に従い、普通約款第5条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に算入します。

第2条（算入限度額）

第1条（国際間の航空貨物運賃）の規定により普通約款第5条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に算入する額は、国際間の航空貨物運賃の80%相当額とします。ただし、1回の事故につき保険証券に記載されたこの特約条項に係る支払限度額を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

荷卸危険担保特約条項

第1条（保険責任の始期）

保険証券記載のこの特約条項に係る保険の対象に対する当会社の保険責任は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険責任の始期および終期）(1)

の規定にかかわらず、次のいずれか遅い時に始まります。

- ① 保険証券記載の保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ② 工事現場において輸送用具からその保険の対象の荷卸しを開始した時

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

一部使用による危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（1）⑦の規定にかかわらず、同第3条（保険の対象の範囲）（1）①に規定する保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合は、その使用により発生した不測かつ突発的な事故によってその使用部分に生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が保険証券記載の工事以外の用途に使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合は、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

一部使用による火災危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（1）⑦の規定にかかわらず、同第3条（保険の対象の範囲）（1）①に規定する保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合は、その使用により発生した火災、破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によってその使用部分に生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が保険証券記載の工事以外の用途に使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合は、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

メンテナンス期間に関する特約条項（ビット・メンテナンス）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および同第8条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、被保険者（保険証券記載の工事の発注者（以下「発注者」といいます。）を除きます。以下同様とします。）が保険証券記載の工事の請負契約（以下「請負契約」といいます。）に従って行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による不測かつ突発的な事故によって引渡しの完了した保険の対象について生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 土木工事保険普通保険約款が適用される契約の場合は、(1)の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、(1)に規定する事故によって引渡しの完了した保険の対象の他の部分（(1)に規定する事故の原因となった部分以外をいいます。）について生じた損害に対してのみ、保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)に規定する「メンテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの時（工事の

目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)に始まり、保険証券記載のメンテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期のいずれか早い時に終わります。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する保険金を支払わない損害または費用のほか、被保険者が法律上または請負契約上、発注者に対して自らの費用で復旧すべき責任を負わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (免責金額)

第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の規定により保険金を支払う場合は、普通約款第6条(保険金の支払額)(1)の規定中「保険証券記載の免責金額」とあるのを「保険証券記載のメンテナンス期間の免責金額」と読み替えます。

第4条 (準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

メンテナンス期間に関する特約条項(エクステンデッド・メンテナンス)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および同第8条(保険責任の始期および終期)の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、次のいずれかに該当する事故によって引渡しの完了した保険の対象(以下「保険の対象」といいます。)について生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

① 保険証券記載の工事の請負契約(以下「請負契約」といいます。)に従って被保険者(保険証券記載の工事の発注者(以下「発注者」といいます。))を除きます。以下同様とします。)が行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による不測かつ突發的な事故

② 保険の対象についてその引渡しの時(引渡しを要しない場合は、その工事の完成の時)以前の工事期間中に工事現場において発生した施工(試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。)の欠陥による不測かつ突發的な事故

(2) 土木工事保険普通保険約款が適用される契約の場合は、(1)の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、(1)①または②に規定する事故によって引渡しの完了した保険の対象の他の部分((1)①または②に規定する事故の原因となった部分以外をいいます。)について生じた損害に対してのみ、保険金を支払います。

(3) (1)および(2)に規定する「メンテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)に始まり、保険証券記載のメンテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期のいずれか早い時に終わります。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する保険金を支払わない損害または費用のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が、法律上または請負契約上、発注者に対して自らの費用で復旧すべき責任を負わない損害

② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知っていた、または重大な過失により知らなかつた保険の対象の施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害

③ 消耗、摩耗、腐食、浸食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害

第3条 (免責金額)

第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の規定により保険金を支払う場合は、普通約款第6条(保険金の支払額)(1)の規定中「保険証券記載の免責金額」とあるのを「保険証券記載のメンテナンス期間の免責金額」と読み替えます。

第4条 (準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

メンテナンス期間に関する特約条項（フル・メンテナンス）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および同第8条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、次のいずれかに該当する事故によって引渡しの完了した保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）について生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。
- ① 保険証券記載の工事の請負契約（以下「請負契約」といいます。）に従って被保険者（保険証券記載の工事の発注者（以下「発注者」といいます。）を除きます。以下同様とします。）が行う修繕作業の拙劣その他の修繕作業中の過失による不測かつ突発的な事故
 - ② 保険の対象についてその引渡しの時（引渡しを要しない場合は、その工事の完成の時）以前の工事期間中に工事現場において発生した施工（試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。）の欠陥による不測かつ突発的な事故
 - ③ 保険の対象の設計、材質または製作の欠陥による不測かつ突発的な事故
- (2) (1) に規定する「メンテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に始まり、保険証券記載のメンテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期のいずれか早い時に終わります。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する保険金を支払わない損害または費用のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が、法律上または請負契約上、発注者に対して自らの費用で復旧すべき責任を負わない損害
 - ② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知っていた、または重大な過失により知らなかつた保険の対象の設計、材質、製作または施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
 - ③ 消耗、摩耗、腐食、浸食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② 暴風雨、高潮、洪水、内水氾濫、落雷、冷害、氷害、雪害またはこれらに類似の自然変象
- (3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害が生じた場合は、その損害が生じた工事の目的物または機械、機械設備もしくは装置（以下「機器」といいます。）および保険の対象であるこれらと同種、同仕様の工事の目的物または同能力の機器について、その損害の発生日以降、同一の欠陥に起因する事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（免責金額）

第1条（保険金を支払う場合）(1) の規定により保険金を支払う場合は、普通約款第6条（保険金の支払額）(1) の規定中「保険証券記載の免責金額」とあるのを「保険証券記載のメンテナンス期間の免責金額」と読み替えます。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

触媒担保特約条項

第1条（保険の対象の範囲）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）(3) ④の規定にかかわらず、この特約条項に従い、保険証券記載の触媒を保険の対象に含めます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する不測かつ突発的な事故によって第1条（保険の対象の範囲）に規定する触媒のみに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（限度額）

当会社が触媒について生じた損害に対して支払う保険金の額は、1回の事故につき、保険証券に記載されたこの特約条項に係る保険金額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

再組立に伴う解体工事危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突發的な事故によって解体工事中の保険の対象について生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険の対象の範囲）

この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第3条（保険の対象の範囲）」

(1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物（ただし、(2) および(3) に掲げる物を除きます。）に限ります。

① 保険証券記載の解体工事の目的物のうち再組立または再使用される古品の機械、機械設備または装置

② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物

③ ①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備

④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）

⑤ 工事用仮設材

(2) (1) ③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の解体工事専用でない場合は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。

(3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具ならびにこれらの部品

② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両

③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物

⑤ 原料または燃料その他これらに類する物」

第3条（保険責任の始期および終期）

この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(1) の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）または保険の対象の解体工事を開始した時のいずれか遅い時に始まり、同条(2) の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の末日の午後4時または輸送用具への積込みを開始した時のいずれか早い時に終わります。ただし、同一工事現場内での移設工事の場合は、再組立工事現場において輸送用具からの荷卸しが完了した時に終わります。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

古品機械に関する特約条項（時価）

第1条（保険金額）

当会社は、この特約条項に従い、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）(1) ①に規定する保険の対象に古品の機械、機械設備または装置（以下「古品機械」といいます。）を含む場合は、古品機械の価額を再調達価額（その古品機械と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をい

います。以下同様とします。)に換算して同第4条(保険金額)の請負契約金額に含めます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害または費用のほか、保険期間開始前に既に古品機械に存在していた瑕疵、欠陥、劣化、摩滅、腐食または浸食に起因して、その古品機械に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条(損害の額の算定)

次のいずれかに該当する場合における古品機械についての普通約款第5条(損害の額の算定)の規定による損害の額は、時価額(古品機械の再調達額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。ただし、使用による消耗、経過年数等に応じた額は、普通約款別表1に記載の額を限度とします。以下同様とします。)とします。

- ① 古品機械が完全に破壊された場合
- ② 普通約款第5条の規定により算出された古品機械の損害の額が時価額を超える場合

第4条(準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

古品機械に関する特約条項(新価)

第1条(保険金額)

当会社は、この特約条項に従い、この保険契約に適用される普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(保険の対象の範囲)(1)①に規定する保険の対象に古品の機械、機械設備または装置(以下「古品機械」といいます。)を含む場合は、古品機械の価額を再調達額(その古品機械と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。)に換算して同第4条(保険金額)の請負契約金額に含めます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害または費用のほか、保険期間開始前に既に古品機械に存在していた瑕疵、欠陥、劣化、摩滅、腐食または浸食に起因して、その古品機械に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条(復旧義務)

- (1) 被保険者は、古品機械に損害が生じた場合は、損害が生じた日から2年の期間内に工事現場において、その古品機械を復旧しなければなりません。
- (2) 被保険者が(1)に規定する復旧を行わなかった場合は、時価額(古品機械の再調達額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。ただし、使用による消耗、経過年数等に応じた額は、普通約款別表1に記載の額を限度とします。以下同様とします。)を、普通約款第5条(損害の額の算定)の規定による損害の額の限度とします。

第4条(保険金の請求)

古品機械について生じた損害に対する保険金請求権は、普通約款第28条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、次の時からそれぞれ発生し、これを行使することができます。

- ① 時価額以内の損害の額に係る保険金の請求に関しては、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時
- ② 時価額を超える部分の損害の額に係る保険金の請求に関しては、第3条(復旧義務)(1)に規定する復旧をした時

第5条(準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

工事資材等輸送危険担保特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および同第8条(保険責任の始期および終期)ならびに総括契約特約条項(以下「総括特約」といいます。)の保険責任の始期および終期の規定にかかわらず、保険証券記載の

保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）以降、保険の対象が工事現場に向けての輸送を開始するために、日本国内の発送地における保管場所から搬出された時または保管場所において保険の対象の輸送用具への積込みが開始された時のいずれか早い時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において輸送用具からの荷卸しが完了した時までに、不測かつ突然的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約条項に従い、損害保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1) の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものを除く。以下、「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この特約条項に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 荷造りの不完全によって生じた損害
- ② 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、保険の対象を安全に輸送するのに適していなかったことによって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）もしくはこれらの者の代理人または使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかつたことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
- ③ 輸送の遅延によって、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害
- ④ 棚卸しの際に発見された数量不足によって生じた損害
- ⑤ 紛失その他原因不明の数量不足によって生じた損害

第3条（保険の対象の範囲）

(1) この特約条項における保険の対象は、総括特約第1条（対象工事）に規定する対象工事の工事用材料および工事用仮設材（その対象工事専用の物に限ります。以下同様とします。）とします。

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過器、潤滑油その他これらに類する物
- ② 原料または燃料その他これらに類する物

第4条（保険価額）

(1) この特約条項において、保険価額は、保険の対象の仕切状面価額とします。

(2) 仕切状がない場合は、保険の対象の発送の地および時ににおける価額に仕向地までの運送料その他の諸掛りを加算した額を(1)の仕切状面価額とみなします。

第5条（損害の額の算定）

(1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。

(2) (1) の復旧費は、保険価額に基づいて決定します。

(3) 次のいずれかに該当する費用は復旧費に含まないものとします。

- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
- ② 排土または排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
- ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
- ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
- ⑤ 保険の対象の復旧作業の休止または手持ち期間の手持ち費用

(4) 損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時ににおけるその残存物の価額を(1)から(3)までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

(5) (1) の規定にかかわらず、保険の対象が第1条（保険金を支払う場合）(1) により損害保険金が支払われる事故によって、次のいずれかに該当する状態になった場合は、保険価額をもって損害の額とします。

- ① 保険の対象が滅失（財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。）し、またはこれに類する損害を受けた場合

- ② 被保険者が保険の対象を喪失して回収の見込みがない場合

- ③ 保険の対象の復旧費が保険価額の全額に相当する額を超える場合

(6) (1) の規定にかかわらず、保険の対象を積載している輸送用具の行方が分からなくなつた日

から起算してその日を含めて60日間不明である場合は、保険金額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、その不足する割合により(1)の損害保険金の支払額を削減します。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、総括特約（精算）の通知の規定に定める通知書（保険証券記載の精算区分が定期精算の場合は、故意または重大な過失による通知が行われた対象工事が含まれるものをいいます。以下同様とします。）記載の請負金額の総額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額に不足したものを通知したことを当会社が知った場合
 - ② 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって暫定保険金額について、総括特約（不精算）の暫定保険金額の規定に定める請負金額総額に不足したものを申告したことを当会社が知った場合
- (3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (4) (3)の場合において、当会社は、(3)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、この費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（この特約条項における保険の対象と同一のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等にその支払責任額を再調達額から使用による減価を差し引いた額または損害が生じた地および時における保険の対象の価額を基準として算出する旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、第6条（保険金の支払額）の規定により算出された損害保険金の額を限度とします。

$$\left(\text{第5条（損害の額の算定）} - \text{免責金額} \right) - \text{他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金または第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害を補償する共済金の合計額} = \text{損害保険金の額}$$

第8条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合は、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により保険金が支払われないときを除き、当会社は、当会社が承認したものに限り、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生の防止のために支出した費用については、当会社は、これを負担しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第1条（保険金を支払う場合）} - \text{損害の発生または拡大を防止する} = \text{損害の額}$$

の事故による損害の額 これができたと認められる額

第9条（復旧費単価上昇担保特約条項との関係）

復旧費単価上昇担保特約条項が付帯されている場合は、第5条（損害の額の算定）(2)の規定

にかかわらず、同条に規定する復旧費については、次に掲げる単価を考慮した第4条（保険金額）に規定する保険金額を基礎として算出します。ただし、この単価は、仕切状に記載の品目ごとの単価（仕切状がない場合は、対象工事の工事用材料および工事用仮設材ごとの発送の地および時における価額をいいます。）の130%を超えないものとします。

単価	仕切状に記載の品目（仕切状がない場合は、対象工事の工事用材料および工事用仮設材をいいます。）ごとに、次の①または②の単価 ① 物価上昇の影響を受けた結果要した単価 ② 普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象の購入単位の違いにより要した単価
----	---

第10条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金	損害の額－免責金額 この算式において、免責金額は、この保険契約または他の保険契約等の免責金額のうち最も低い額を適用します。
2	第1条（2）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

設計の欠陥の波及損害不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）③ただし書の規定にかかわらず、保険の対象の設計の欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

縮小支払特約条項

第1条（保険金の支払額）

当会社は、この特約条項に従い、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（保険金の支払額）（1）および（2）ならびにこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を損害保険金として、支払います。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

支払限度額特約条項

第1条（保険金の支払額）

（1）当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、同第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害に対して、この特約条項に従い、1回の事故につき、次の①または②のうちいずれか低い額を限度とし、同第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。

- ① 保険金額
- ② 保険証券記載の1事故支払限度額

(2) (1) の規定にかかわらず、保険金額が請負金額より低い場合は、当会社は、1回の事故につき、(1) ①または②のうちいずれか低い額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left(\text{普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) 当会社が保険期間中を通じて支払うべき損害保険金の額は、保険証券記載の期間中支払限度額を超えないものとします。

第2条（地盤注入費用）

(1) 当会社は、普通約款第5条（損害の額の算定）(2) および(4) ③の規定にかかわらず、保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用を、この特約条項に従い、同条に規定する復旧費に算入します。

(2) (1)に基づき復旧費に算入される額は、1回の事故につき300万円を限度とし、保険期間中の総算入額は、600万円を超えないものとします。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

特定台風危険不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、この保険契約の申込日以前に既に発生していた台風によって生じた損害または費用に対しては、この特約条項に従い、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

設計、材質または製作の欠陥による直接損害不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、保険の対象である機械、機械設備または装置（以下「機器」といいます。）の設計、材質または製作の欠陥による事故によってその欠陥が存在した機器について生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

設計、材質または製作の欠陥不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、保険の対象の設計、材質または製作の欠陥による事故によって生じた損害（その欠陥が存在した保険の対象について生じた損害に限りません。）または費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

特約火災重複危険免責特約条項

第1条（特約条項の効力）

この特約条項は、この保険契約の保険の対象が、独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険契約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険契約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険契約、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険契約または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険契約（以下これらの5種類の火災保険契約を「特約火災保険契約」といいます。）の保険の対象とされた場合に、特約火災保険契約の保険証券記載の保険期間中にかぎり、適用されます。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかるべく、保険金（普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定に基づき当会社が支払うべき損害保険金または費用保険金をいいます。以下同様とします。）の合計額（特約火災保険契約が締結されていないものとして算出された保険金の合計額とします。）から特約火災保険契約により支払われるべき保険金の合計額（この保険契約が締結されていないものとして算出された保険金の合計額とします。）を差し引いた額を保険金として、支払います。
- (2) (1)においては、特約火災保険契約が保険契約者もしくは保険者によって解除され、もしくは失効した場合または特約火災保険契約において保険金の全部もしくは一部が支払われない場合であっても、特約火災保険契約の全部が有効であるものとして特約火災保険契約により支払われるべき保険金の合計額を差し引くものとします。

第3条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第28条（保険金の請求）(2)に規定するもののほか、特約火災保険契約の保険者に対して行った保険金請求およびその経緯に関する書類を当会社に提出しなければなりません。

第4条（他の特約条項との関係）

この特約条項の規定は、この保険契約に付帯された他の特約条項の規定に優先して適用します。

第5条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

仮工事の範囲に関する特約条項

第1条（仮工事の範囲）

この保険契約において、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）(1) (2)に規定する仮工事とは、次のいずれかに該当する工事をいいます。

- ① 支保工
- ② 型枠工
- ③ 支持枠工
- ④ 足場工
- ⑤ 仮橋工
- ⑥ 仮桟橋工
- ⑦ 土留工
- ⑧ 締切工
- ⑨ 路面覆工
- ⑩ 防護工
- ⑪ 工事用道路工
- ⑫ 工事用軌道工
- ⑬ 仮護岸工
- ⑭ 仮排水路工
- ⑮ 土取場工または土捨場工

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

請負金額未確定時保険金額設定特約条項

第1条（保険金額）

この特約条項に従い、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金額）に規定する請負金額が確定するまでは、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に「請負契約金額」または「請負金額」とあるのを「保険の対象を完成させるために要する費用として保険契約者または被保険者が見積もった額の合計額」と読み替えます。

第2条（通知）

保険契約者または被保険者は、普通約款第4条（保険金額）に規定する請負金額が確定した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、保険金額を変更することについての承認を請求しなければなりません。

第3条（保険料の返還または請求）

当会社は、第2条（通知）の承認をする場合は、変更前の保険金額に基づき計算した保険料と、変更後の保険金額に基づき計算した保険料との差額を返還または請求します。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

自社物件に関する保険金額設定特約条項

第1条（保険金額）

(1) この特約条項に従い、自社物件に関する工事に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に「請負契約金額」または「請負金額」とあるのを「保険の対象を完成させるために要する費用として被保険者が見積もった額の合計額」と読み替えます。
(2) (1) に規定する自社物件とは、普通約款第3条（保険の対象の範囲）(1) に規定する工事の目的物を被保険者が自らの所有のために施工する物をいいます。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

試運転期間中の免責金額に関する特約条項

第1条（試運転期間中の免責金額）

(1) この特約条項に従い、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1) に規定する損害が保険の対象の試運転期間中に生じた場合は、同第6条（保険金の支払額）(1) の規定中「保険証券記載の免責金額」とあるのを「保険証券記載の試運転期間中の免責金額」と読み替えます。
(2) (1) の「試運転期間」は、試運転開始の時（試運転には、原料投入、貯蔵物収容、通気、火入れ等の試運転に伴う準備に係る作業を含み、これらの時のうち最も早い時とします。）に始まり、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。）に終わります。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険責任の終期に関する特約条項（試運転不担保）

第1条（保険責任の終期）

(1) 当会社の保険責任は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険責任の始期および終期）(2) の規定にかかわらず、試運転開始の時または同条(2) に定める保険責任の終期のいずれか早い時に終わります。
(2) (1) に規定する試運転には、原料投入、貯蔵物収容、通気、火入れ等の試運転に伴う準備に

係る作業を含み、これらの時のうち最も早い時を「試運転開始の時」とします。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

土木工事に関する特約条項

第1条（土木工事の範囲）

この特約条項における土木工事とは、保険証券記載の工事に含まれる土木工事をいい、その土木工事に付随する次のいずれかに該当する仮工事を含みます。

- ① 支保工
- ② 型枠工
- ③ 支持枠工
- ④ 足場工
- ⑤ 仮橋工
- ⑥ 仮桟橋工
- ⑦ 土留工
- ⑧ 縮切工
- ⑨ 路面覆工
- ⑩ 防護工
- ⑪ 工事用道路工
- ⑫ 工事用軌道工
- ⑬ 仮護岸工
- ⑭ 仮排水路工
- ⑮ 土取場工または土捨場工

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、土木工事に係る保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
 - ② 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
 - ③ 浅瀬部分に生じた埋没または隆起の損害
 - ④ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
 - ⑤ 切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
 - ⑥ ケーソンの沈設不能の損害
 - ⑦ 沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
 - ⑧ シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ⑨ 芝、樹木その他の植物について生じた損害
 - ⑩ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における保険証券記載の工事の目的物について生じた土砂崩壊に対しては、この規定は適用しません。
 - ⑪ 補装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類する損害
 - ⑫ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外因の作用により生じたひび割れに対しては、この規定は適用しません。
 - ⑬ 支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害については、この規定は適用しません。
 - ⑭ 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、土木工事に係る工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- (2) 当会社は、不発弾または機雷によって土木工事に係る保険の対象に生じた損害（不発弾または機雷によって発生した普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が不発弾または機雷によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、土木工事に係る保険の対象に生じた次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 土木工事に係る保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替または補強に

- 要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事に係る保険の対象の他の部分について生じた損害に対しては、この規定を適用しません。
- ② 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
 - ③ ケーソンの沈設位置またはシールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向もしくは位置の矯正に要する費用
 - ④ ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ⑤ 排水溝等（排水溝、調整池、暗渠、沈砂池、埋設管その他これらに類する物をいいます。以下同様とします。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損害が生じた場合は、この規定は適用しません。
 - ⑥ 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物の継ぎ目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用もしくは清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合は、この規定は適用しません。
 - ⑦ 海水のたまりを除去する費用（以下「海水の除去費用」といいます。）。ただし、不測かつ突発的な事故により土木工事に係る保険の対象に損害が生じた場合において、その保険の対象の復旧に直接必要な海水の除去費用については、この規定は適用しません。
 - ⑧ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した土木工事に係る保険の対象の位置の矯正に要する費用

第3条（損害防止費用）

普通約款第26条（損害防止義務および損害防止費用）（2）に規定する損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、土木工事に係る保険の対象に生じた損害に関して支出した費用については、普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めません。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

建設工事保険総括契約特約条項（精算）

第1条（対象工事）

- (1) この特約条項が付帯された建設工事保険契約の対象工事は、保険契約者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）内に着工する保険証券記載の工事のすべてとします。ただし、保険契約者が発注者の場合は、保険契約者が発注した工事のうち、被保険者が保険期間内に着工する保険証券記載の工事のすべてを対象工事とします。
- (2) 次に掲げる工事は、この特約条項の対象工事から除外するものとします。
 - ① 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事
 - ② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事
 - ③ 鋼構造物または土木工事を主体とする工事等の建築工事以外を主体とする工事
 - ④ 海外で行う工事
 - ⑤ 第6条（保険金額）に規定する請負金額が100億円を超える工事

第2条（保険の対象の範囲）

この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）（3）④および⑤の規定は、適用しません。

第3条（工事現場）

- (1) この特約条項が付帯された建設工事保険契約において、普通約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の工事現場とは、対象工事における工事現場すべてをいいます。
- (2) 対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物が対象工事の工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所についても（1）に規定する対象工事における工事現場に含まれます。

第4条（共同企業体方式による工事の取扱い）

共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における共同施工方式の工事については、その工事全体をこの特約条項における対象工事とし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害に対して保険金を支払う場合は、普

通約款、この特約条項およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により算出した保険金の合計額に、共同企業体における被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事が着工された時に始まります。ただし、工事が着工された後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。
- (3) 対象工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後でも（2）に規定する当会社の保険責任の終期まで継続するものとします。

第6条（保険金額）

- (1) 保険金額は、対象工事ごとに、工事にかかる請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）とします。
- (2) (1) の請負金額とは、請負契約上の請負金額に次の補正を加えたものをいいます。
- ① 保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除
 - ② 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額の加算
 - ③ 出精値引がなされている場合は、その金額の加算
- (3) 請負金額を定められない工事については、工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。

第7条（暫定保険金額）

暫定保険金額は、保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額とします。

第8条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、第7条（暫定保険金額）に規定する暫定保険金額に基づき保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) 普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(4)の規定中「保険料領収前」とあるのを「暫定保険料領収前」と読み替えます。

第9条（通知—毎月精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が定期精算の場合に適用します。
- (2) 保険契約者は、保険証券記載の通知締切日における締切日前1か月間に着工された対象工事を取りまとめ、次に掲げる事項を所定の通知書により保険証券記載の通知開始日（2回目以降は保険証券記載の通知開始日と通知間隔に基づき通知を行う日とします。）までに当会社に通知しなければなりません。
- ① 通知の対象とする期間
 - ② ①の期間中に着工された対象工事の請負金額の総額
- (3) (2) に定める通知書に記載した事項（以下「通知事項」といいます。）につき変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。

第10条（通知—期末精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が一括精算の場合に適用します。
- (2) 保険契約者は、保険期間中に着工された対象工事を取りまとめ、次に掲げる事項を所定の通知書により保険証券記載の通知開始日までに当会社に通知しなければなりません。
- ① 通知の対象とする期間
 - ② ①の期間中に着工された対象工事の請負金額の総額
- (3) (2) に定める通知書に記載した事項（以下「通知事項」といいます。）につき変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。

第11条（通知の遅滞）

第9条（通知—毎月精算の場合）または第10条（通知—期末精算の場合）の通知に遅滞があった場合は、当会社は、その通知の対象とする期間中に着工された対象工事にかかる普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかつたことを保険契約者が立証し、その対象工事について直ちに第9条または第10条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合は、この規定を適用しません。

第12条（保険料の精算—毎月精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が定期精算の場合に適用します。
- (2) 当会社は、第9条（通知—毎月精算の場合）に規定する通知ごとに同条の通知書に基づき確定保険料を計算し、保険契約者は、これをその都度遅滞なく当会社に支払うものとします。
- (3) (2) の確定保険料は、第9条（通知—毎月精算の場合）(2) ②に規定する請負金額の総額に所定の保険料率を乗じて得た額とします。
- (4) 当会社は、最終の第9条（通知—毎月精算の場合）(2) ①の期間の確定保険料と第8条（暫定保険料）の暫定保険料との差額を計算し、その差額を返還または請求します。
- (5) 保険料の精算が終了した後に通知事項に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合は、当会社は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第13条（保険料の精算—期末精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が一括精算の場合に適用します。
- (2) 当会社は、保険期間終了後、第10条（通知—期末精算の場合）の通知書に基づき確定保険料を計算し、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- (3) (2) の確定保険料は、第10条（通知—期末精算の場合）(2) ②に規定する請負金額の総額に所定の保険料率を乗じて得た額とします。
- (4) 保険料の精算が終了した後に通知事項に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合は、当会社は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第14条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、対象工事ごとに、1回の事故につき、第6条（保険金額）に規定する請負金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- (2) 第9条（通知—毎月精算の場合）または第10条（通知—期末精算の場合）の通知がなされた後に当会社が損害保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、通知書（保険証券記載の精算区分が定期精算の場合）は、故意または重大な過失による通知が行われた対象工事が含まれるものとします。（以下（2）および（3）において同様とします。）記載の請負金額の総額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額に不足したものとを通知したことを当会社が知ったときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left(\frac{\text{普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額}}{\text{保険証券記載の免責金額}} - \right) \times \frac{\text{通知書記載の請負金額の総額}}{\text{通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額}} = \frac{\text{損害保険金の額}}{\text{通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額}}$$

- (3) 当会社が保険金を支払った後に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって通知書記載の請負金額の総額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額に不足したものを通知したことを当会社が知った場合は、当会社は、既に支払った損害保険金の額と（2）の算式によって算出した額との差額について、被保険者に返還を請求することができます。

- (4) (3) の損害保険金の差額について返還を請求する場合において、それに伴う費用保険金の差額が生じるときは、当会社は、その差額についても、被保険者に返還を請求することができます。
- (5) 保険証券記載の免責金額は、1回の事故につき、対象工事ごとに適用されるものとします。

第15条（保険料の返還または請求—契約の失効または解除の場合）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、保険契約者は、既経過期間に着工された対象工事の請負金額の総額を所定の通知書により当会社に直ちに通知しなければなりません。
- ① 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、この保険契約が失効した場合
 - ② ①以外の事由でこの保険契約が失効した場合
 - ③ 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合
 - ④ 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合
- (2) (1) のいずれかに該当する場合は、当会社は、(1) の通知書に基づき確定保険料を計算し、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足があるときは、その差額を返還または請求します。
- (3) (2) の確定保険料は、既経過期間に着工されたすべての対象工事に対する次に掲げる保険料とします。

- ① (1) ①から③までに該当する場合は、保険期間の初日から失効または解除の時までの期間に対し、月割をもって計算した保険料
② (1) ④に該当する場合は、保険期間の初日から解除の時までの期間に対し普通約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料
(4) (1) の通知の後に、通知の内容に変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく、当会社にその旨を通知するものとし、当会社は、変更に応じた保険料を返還または請求するものとします。
(5) 第11条（通知の遅滞）の規定は、(1) の通知に遅滞があった場合において、これを準用します。
(6) (1) のいずれかに該当する場合は、当会社の保険責任は、第5条（保険責任の始期および終期）(2) および(3) の規定にかかわらず、(1) のいずれかに該当した時に終わります。

第16条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。

第17条（最低保険料）

この保険契約の最低保険料は、1,000円とします。

第18条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

建設工事保険総括契約特約条項（不精算）

第1条（対象工事）

- (1) この特約条項が付帯された建設工事保険契約の対象工事は、保険契約者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）内に着工する保険証券記載の工事のすべてとします。ただし、保険契約者が発注者の場合は、保険契約者が発注した工事のうち、被保険者が保険期間内に着工する保険証券記載の工事のすべてを対象工事とします。
(2) 次に掲げる工事は、この特約条項の対象工事から除外するものとします。
① 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事
② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事
③ 鋼構造物または土木工事を主体とする工事等の建築工事以外を主体とする工事
④ 海外で行う工事
⑤ 第6条（保険金額）に規定する請負金額が100億円を超える工事

第2条（保険の対象の範囲）

この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）(3) (4)および(5)の規定は、適用しません。

第3条（工事現場）

- (1) この特約条項が付帯された建設工事保険契約において、普通約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の工事現場とは、対象工事における工事現場すべてをいいます。
(2) 対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物が対象工事の工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所についても（1）に規定する対象工事における工事現場に含まれます。

第4条（共同企業体方式による工事の取扱い）

共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における共同施工方式の工事については、その工事全体をこの特約条項における対象工事とし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(1)およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害に対して保険金を支払う場合は、普通約款、この特約条項およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により算出した保険金の合計額に、共同企業体における被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事が着工された時に始まります。ただし、工事が着工された後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸

しが完了した時に始まります。

- (2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。
- (3) 対象工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後でも（2）に規定する当会社の保険責任の終期まで継続するものとします。

第6条（保険金額）

- (1) 保険金額は、対象工事ごとに、工事にかかる請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）とします。
- (2) (1) の請負金額とは、請負契約上の請負金額に次の補正を加えたものをいいます。
- ① 保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除
 - ② 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額の加算
 - ③ 出精値引がなされている場合は、その金額の加算
- (3) 請負金額を定められない工事については、工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。

第7条（暫定保険金額）

暫定保険金額は、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の間に着工された工事（第1条（対象工事）(2) ①から⑤までの条件に該当するものを除きます。）の請負金額の総額（以下「請負金額総額」といいます。）とします。

第8条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、第7条（暫定保険金額）に規定する暫定保険金額に基づき保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) 普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(4) の規定中「保険料領収前」とあるのを「暫定保険料領収前」と読み替えます。

第9条（保険料の不精算）

この保険契約においては、第11条（保険料の返還または請求一契約の失効または解除の場合）(2) の規定を適用して保険料を返還または請求する場合を除き、保険料の精算を行わないものとします。

第10条（保険金計算の特則）

- (1) 当会社は、対象工事ごとに、1回の事故につき、第6条（保険金額）に定める請負金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- (2) 当会社が損害保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって暫定保険金額について、第7条（暫定保険金額）に定める請負金額総額に不足したものを申告したことを当会社が知ったときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left(\text{普通約款第5条（損害の額の算定）の規定に} - \frac{\text{保険証券記載の免責金額}}{\text{による損害の額}} \right) \times \frac{\text{保険契約者または被保険者が申告した暫定保険金額}}{\text{請負金額総額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当会社が保険金を支払った後に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって暫定保険金額について第7条（暫定保険金額）に定める請負金額総額に不足したものを申告したことを当会社が知った場合は、当会社は、既に支払った損害保険金の額と（2）の算式によって算出した額との差額について、被保険者に返還を請求することができます。
- (4) (3) の損害保険金の差額について返還を請求する場合において、それに伴う費用保険金の差額が生じるときは、当会社は、その差額についても、被保険者に返還を請求することができます。
- (5) 保険証券記載の免責金額は、1回の事故につき、対象工事ごとに適用されるものとします。

第11条（保険料の返還または請求一契約の失効または解除の場合）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社の保険責任は、第5条（保険責任の始期および終期）(2) および（3）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した時に終わります。
- ① 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、この保険契約が失効した場合
 - ② ①以外の事由でこの保険契約が失効した場合
 - ③ 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合

- ④ 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合
- (2) (1) のいずれかに該当する場合は、当会社は、次に掲げる保険料を確定保険料とし、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足があるときは、その差額を返還または請求します。
- ① (1) ①から③までに該当する場合は、保険期間の初日から失効または解除の時までの期間に対し、日割をもって計算した保険料
- ② (1) ④に該当する場合は、保険期間の初日から解除の時までの期間に対し普通約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料

第12条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。

第13条（最低保険料）

この保険契約の最低保険料は、1,000円とします。

第14条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

組立保険総括契約特約条項（精算）

第1条（対象工事）

- (1) この特約条項が付帯された組立保険契約の対象工事は、保険契約者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）内に着工する保険証券記載の工事のすべてとします。ただし、保険契約者が発注者の場合は、保険契約者が発注した工事のうち、被保険者が保険期間内に着工する保険証券記載の工事のすべてを対象工事とします。
- (2) 次に掲げる工事は、この特約条項の対象工事から除外するものとします。
- ① 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事
 - ② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事
 - ③ 土木工事を主体とする工事
 - ④ 海外で行う工事
 - ⑤ 第5条（保険金額）に規定する請負金額が100億円を超える工事

第2条（工事現場）

- (1) この特約条項が付帯された組立保険契約において、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の工事現場とは、対象工事における工事現場すべてをいいます。
- (2) 対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物が対象工事の工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所についても（1）に規定する対象工事における工事現場に含まれます。

第3条（共同企業体方式による工事の取扱い）

共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における共同施工方式の工事については、その工事全体をこの特約条項における対象工事とし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害に対して保険金を支払う場合は、普通約款、この特約条項およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により算出した保険金の合計額に、共同企業体における被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、対象工事ごとに工事が着工された時に始まります。ただし、工事が着工された後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。

(3) 対象工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後でも（2）に規定する当会社の保険責任の終期まで継続するものとします。

第5条（保険金額）

- (1) 保険金額は、対象工事ごとに、工事にかかる請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）とします。
- (2) (1) の請負金額とは、請負契約上の請負金額に次の補正を加えたものをいいます。
- ① 保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除
 - ② 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額の加算
 - ③ 出精値引がなされている場合は、その金額の加算
- (3) 請負金額を定められない工事については、工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。

第6条（暫定保険金額）

暫定保険金額は、保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額とします。

第7条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、第6条（暫定保険金額）に規定する暫定保険金額に基づき保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) 普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(4) の規定中「保険料領収前」とあるのを「暫定保険料領収前」と読み替えます。

第8条（通知—毎月精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が定期精算の場合に適用します。
- (2) 保険契約者は、保険証券記載の通知締切日における締切日前1か月間に着工された対象工事を取りまとめ、次に掲げる事項を所定の通知書により保険証券記載の通知開始日（2回目以降は保険証券記載の通知開始日と通知間隔に基づき通知を行う日とします。）までに当会社に通知しなければなりません。
- ① 通知の対象とする期間
 - ② ①の期間中に着工された対象工事の請負金額の総額
- (3) (2) に定める通知書に記載した事項（以下「通知事項」といいます。）につき変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。

第9条（通知—期末精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が一括精算の場合に適用します。
- (2) 保険契約者は、保険期間中に着工された対象工事を取りまとめ、次に掲げる事項を所定の通知書により保険証券記載の通知開始日までに当会社に通知しなければなりません。
- ① 通知の対象とする期間
 - ② ①の期間中に着工された対象工事の請負金額の総額
- (3) (2) に定める通知書に記載した事項（以下「通知事項」といいます。）につき変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。

第10条（通知の遅滞）

第8条（通知—毎月精算の場合）または第9条（通知—期末精算の場合）の通知に遅滞があった場合は、当会社は、その通知の対象とする期間中に着工された対象工事にかかる普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その対象工事について直ちに第8条または第9条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合は、この規定を適用しません。

第11条（保険料の精算—毎月精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が定期精算の場合に適用します。
- (2) 当会社は、第8条（通知—毎月精算の場合）に規定する通知ごとに同条の通知書に基づき確定保険料を計算し、保険契約者は、これをその都度遅滞なく当会社に支払うものとします。
- (3) (2) の確定保険料は、第8条（通知—毎月精算の場合）(2) ②に規定する請負金額の総額に所定の保険料率を乗じて得た額とします。
- (4) 当会社は、最終の第8条（通知—毎月精算の場合）(2) ①の期間の確定保険料と第7条（暫定保険料）の暫定保険料との差額を計算し、その差額を返還または請求します。
- (5) 保険料の精算が終了した後に通知事項に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合は、当会社は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第12条（保険料の精算—期末精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が一括精算の場合に適用します。
- (2) 当会社は、保険期間終了後、第9条（通知—期末精算の場合）の通知書に基づき確定保険料を計算し、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- (3) (2) の確定保険料は、第9条（通知—期末精算の場合）(2) ②に規定する請負金額の総額に所定の保険料率を乗じて得た額とします。
- (4) 保険料の精算が終了した後に通知事項に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合は、当会社は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第13条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、対象工事ごとに、1回の事故につき、第5条（保険金額）に規定する請負金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- (2) 第8条（通知—毎月精算の場合）または第9条（通知—期末精算の場合）の通知がなされた後に当会社が損害保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、通知書（保険証券記載の精算区分が定期精算の場合）は、故意または重大な過失による通知が行われた対象工事が含まれるものとします。（以下(2)および(3)において同様とします。）記載の請負金額の総額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額に不足したものとします。
- (3) 記載の請負金額の総額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額を算出する式は、
$$\left(\frac{\text{普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額}}{\text{保険証券記載の免責金額}} - 1 \right) \times \frac{\text{通知書記載の請負金額の総額}}{\text{通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当会社が保険金を支払った後に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって通知書記載の請負金額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額に不足したものを通知したことを当会社が知った場合は、当会社は、既に支払った損害保険金の額と(2)の算式によって算出した額との差額について、被保険者に返還を請求することができます。
- (4) (3) の損害保険金の差額について返還を請求する場合において、それに伴う費用保険金の差額が生じるとときは、当会社は、その差額についても、被保険者に返還を請求することができます。
- (5) 保険証券記載の免責金額は、1回の事故につき、対象工事ごとに適用されるものとします。

第14条（保険料の返還または請求—契約の失効または解除の場合）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、保険契約者は、既経過期間に着工された対象工事の請負金額の総額を所定の通知書により当会社に直ちに通知しなければなりません。
- ① 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、この保険契約が失効した場合
② ①以外の事由でこの保険契約が失効した場合
③ 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合
④ 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合
- (2) (1) のいずれかに該当する場合は、当会社は、(1) の通知書に基づき確定保険料を計算し、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足があるときは、その差額を返還または請求します。
- (3) (2) の確定保険料は、既経過期間に着工されたすべての対象工事に対する次に掲げる保険料とします。
- ① (1) ①から③までに該当する場合は、保険期間の初日から失効または解除の時までの期間に対し、月割をもって計算した保険料
② (1) ④に該当する場合は、保険期間の初日から解除の時までの期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料
- (4) (1) の通知の後に、通知の内容に変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく、当会社にその旨を通知するものとし、当会社は、変更に応じた保険料を返還または請求するものとします。
- (5) 第10条（通知の遅滞）の規定は、(1) の通知に遅滞があった場合において、これを準用します。
- (6) (1) のいずれかに該当する場合は、当会社の保険責任は、第4条（保険責任の始期および終期）(2) および(3) の規定にかかわらず、(1) のいずれかに該当した時に終わります。

第15条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。

第16条（最低保険料）

この保険契約の最低保険料は、1,000円とします。

第17条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 短期料率表

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
12か月まで	100

組立保険総括契約特約条項（不精算）

第1条（対象工事）

(1) この特約条項が付帯された組立保険契約の対象工事は、保険契約者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）内に着工する保険証券記載の工事のすべてとします。ただし、保険契約者が発注者の場合は、保険契約者が発注した工事のうち、被保険者が保険期間内に着工する保険証券記載の工事のすべてを対象工事とします。

(2) 次に掲げる工事は、この特約条項の対象工事から除外するものとします。

- ① 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事
- ② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事
- ③ 土木工事を主体とする工事
- ④ 海外で行う工事
- ⑤ 第5条（保険金額）に規定する請負金額が100億円を超える工事

第2条（工事現場）

(1) この特約条項が付帯された組立保険契約において、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の工事現場とは、対象工事における工事現場すべてをいいます。

(2) 対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物が対象工事の工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所についても（1）に規定する対象工事における工事現場に含まれます。

第3条（共同企業体方式による工事の取扱い）

共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における共同施工方式の工事については、その工事全体をこの特約条項における対象工事とし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害に対して保険金を支払う場合は、普通約款、この特約条項およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により算出した保険金

の合計額に、共同企業体における被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事が着工された時に始まります。ただし、工事が着工された後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。
- (3) 対象工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後でも（2）に規定する当会社の保険責任の終期まで継続するものとします。

第5条（保険金額）

- (1) 保険金額は、対象工事ごとに、工事にかかる請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）とします。
- (2) (1) の請負金額とは、請負契約上の請負金額に次の補正を加えたものをいいます。
- ① 保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除
 - ② 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額の加算
 - ③ 出精値引がなされている場合は、その金額の加算
- (3) 請負金額を定められない工事については、工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。

第6条（暫定保険金額）

暫定保険金額は、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の間に着工された工事（第1条（対象工事）(2)①から⑤までの条件に該当するものを除きます。）の請負金額の総額（以下「請負金額総額」といいます。）とします。

第7条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、第6条（暫定保険金額）に規定する暫定保険金額に基づき保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) 普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(4)の規定中「保険料領収前」とあるのを「暫定保険料領収前」と読み替えます。

第8条（保険料の不精算）

この保険契約においては、第10条（保険料の返還または請求－契約の失効または解除の場合）(2)の規定を適用して保険料を返還または請求する場合を除き、保険料の精算を行わないものとします。

第9条（保険金計算の特則）

- (1) 当会社は、対象工事ごとに、1回の事故につき、第5条（保険金額）に定める請負金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- (2) 当会社が損害保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって暫定保険金額について、第6条（暫定保険金額）に定める請負金額総額に不足したものを作成したことを申告したことを当会社が知ったときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left(\frac{\text{普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額}}{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \frac{\text{保険契約者または被保険者が申告した暫定保険金額}}{\text{請負金額総額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当会社が保険金を支払った後に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって暫定保険金額について第6条（暫定保険金額）に定める請負金額総額に不足したものを申告したことを当会社が知った場合は、当会社は、既に支払った損害保険金の額と（2）の算式によって算出した額との差額について、被保険者に返還を請求することができます。
- (4) (3) の損害保険金の差額について返還を請求する場合において、それに伴う費用保険金の差額が生じるときは、当会社は、その差額についても、被保険者に返還を請求することができます。
- (5) 保険証券記載の免責金額は、1回の事故につき、対象工事ごとに適用されるものとします。

第10条（保険料の返還または請求一契約の失効または解除の場合）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社の保険責任は、第4条（保険責任の始期および終期）(2)および(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した時に終わります。
- ① 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、この保険契約が失効した場合
 - ② ①以外の事由でこの保険契約が失効した場合
 - ③ 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合
 - ④ 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合
- (2) (1) のいずれかに該当する場合は、当会社は、次に掲げる保険料を確定保険料とし、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足があるときは、その差額を返還または請求します。
- ① (1) ①から③までに該当する場合は、保険期間の初日から失効または解除の時までの期間に対し、日割をもって計算した保険料
 - ② (1) ④に該当する場合は、保険期間の初日から解除の時までの期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料

第11条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。

第12条（最低保険料）

この保険契約の最低保険料は、1,000円とします。

第13条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 短期料率表

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
12か月まで	100

土木工事保険総括契約特約条項（精算）

第1条（対象工事）

- (1) この特約条項が付帯された土木工事保険契約の対象工事は、保険契約者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）内に着工する保険証券記載の工事のすべてとします。ただし、保険契約者が発注者の場合は、保険契約者が発注した工事のうち、被保険者が保険期間内に着工する保険証券記載の工事のすべてを対象工事とします。
- (2) 次に掲げる工事は、この特約条項の対象工事から除外するものとします。
- ① 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事
 - ② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事

- ③ 建築工事または鋼構造物を主体とする工事等の土木工事以外を主体とする工事
- ④ 海外で行う工事
- ⑤ 第6条（保険金額）に規定する請負金額が100億円を超える工事

第2条（保険の対象の範囲）

この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）（3）④および⑤の規定は、適用しません。

第3条（工事現場）

- (1) この特約条項が付帯された土木工事保険契約において、普通約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の工事現場とは、対象工事における工事現場すべてをいいます。
- (2) 対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物が対象工事の工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所についても（1）に規定する対象工事における工事現場に含まれます。

第4条（共同企業体方式による工事の取扱い）

共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における共同施工方式の工事については、その工事全体をこの特約条項における対象工事とし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害に対して保険金を支払う場合は、普通約款、この特約条項およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により算出した保険金の合計額に、共同企業体における被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事が着工された時に始まります。ただし、工事が着工された後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。
- (3) 対象工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後でも（2）に規定する当会社の保険責任の終期まで継続するものとします。

第6条（保険金額）

- (1) 保険金額は、対象工事ごとに、工事にかかる請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）とします。
- (2) (1)の請負金額とは、請負契約上の請負金額に次の補正を加えたものをいいます。
 - ① 保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除
 - ② 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額の加算
 - ③ 出精値引がなされている場合は、その金額の加算
- (3) 請負金額を定められない工事については、工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。

第7条（暫定保険金額）

暫定保険金額は、保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額とします。

第8条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、第7条（暫定保険金額）に規定する暫定保険金額に基づき保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) 普通約款第8条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「保険料領収前」とあるのを「暫定保険料領収前」と読み替えます。

第9条（通知—毎月精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が定期精算の場合に適用します。
- (2) 保険契約者は、保険証券記載の通知締切日における締切日前1か月間に着工された対象工事を取りまとめ、次に掲げる事項を所定の通知書により保険証券記載の通知開始日（2回目以降は保険証券記載の通知開始日と通知間隔に基づき通知を行う日とします。）までに当会社に通知しなければなりません。
 - ① 通知の対象とする期間
 - ② ①の期間中に着工された対象工事の請負金額の総額

(3) (2) に定める通知書に記載した事項（以下「通知事項」といいます。）につき変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。

第10条（通知—期末精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が一括精算の場合に適用します。
(2) 保険契約者は、保険期間中に着工された対象工事を取りまとめ、次に掲げる事項を所定の通知書により保険証券記載の通知開始日までに当会社に通知しなければなりません。
① 通知の対象とする期間
② ①の期間中に着工された対象工事の請負金額の総額
(3) (2) に定める通知書に記載した事項（以下「通知事項」といいます。）につき変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。

第11条（通知の遅滞）

第9条（通知—毎月精算の場合）または第10条（通知—期末精算の場合）の通知に遅滞があった場合は、当会社は、その通知の対象とする期間中に着工された対象工事にかかる普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかつたことを保険契約者が立証し、その対象工事について直ちに第9条または第10条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合は、この規定を適用しません。

第12条（保険料の精算—毎月精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が定期精算の場合に適用します。
(2) 当会社は、第9条（通知—毎月精算の場合）に規定する通知ごとに同条の通知書に基づき確定保険料を計算し、保険契約者は、これをその都度遅滞なく当会社に支払うものとします。
(3) (2) の確定保険料は、第9条（通知—毎月精算の場合）(2) ②に規定する請負金額の総額に所定の保険料率を乗じて得た額とします。
(4) 当会社は、最終の第9条（通知—毎月精算の場合）(2) ①の期間の確定保険料と第8条（暫定保険料）の暫定保険料との差額を計算し、その差額を返還または請求します。
(5) 保険料の精算が終了した後に通知事項に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合は、当会社は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第13条（保険料の精算—期末精算の場合）

- (1) この条の規定は、保険証券記載の精算区分が一括精算の場合に適用します。
(2) 当会社は、保険期間終了後、第10条（通知—期末精算の場合）の通知書に基づき確定保険料を計算し、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
(3) (2) の確定保険料は、第10条（通知—期末精算の場合）(2) ②に規定する請負金額の総額に所定の保険料率を乗じて得た額とします。
(4) 保険料の精算が終了した後に通知事項に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合は、当会社は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第14条（地盤注入費用）

- (1) 当会社は、普通約款第5条（損害の額の算定）(2) および(4) ③の規定にかかわらず、保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用（以下「地盤注入費用」といいます。）を、同第5条に規定する復旧費に算入します。
(2) (1) に基づき復旧費に算入する地盤注入費用の額は、対象工事ごとに、1回の事故につき、300万円を限度とし、対象工事ごとの第5条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間中の総算入額は600万円を限度とします。

第15条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、同第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、対象工事ごとに、1回の事故につき、次の①または②のいずれか低い額を限度とし、同第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
① 第6条（保険金額）に定める請負金額
② 保険証券記載の1事故支払限度額
(2) 第9条（通知—毎月精算の場合）または第10条（通知—期末精算の場合）の通知がなされた後に当会社が損害保険金を支払う場合において、保険契約者は被保険者の故意または重大な過失によって、通知書（保険証券記載の精算区分が定期精算の場合は、故意または重大な過失による通知が行われた対象工事が含まれるものといいます。以下(2) および(3) において同様とします。）記載の請負金額の総額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額に

不足したものを通知したことを当会社が知ったときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left(\text{普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \frac{\text{通知書記載の請負金額の総額}}{\text{通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) 当会社が保険金を支払った後に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって通知書記載の請負金額の総額について通知書記載の対象期間中に着工された対象工事の請負金額の総額に不足したものを通知したことを当会社が知った場合は、当会社は、既に支払った損害保険金の額と(2)の算式によって算出した額との差額について、被保険者に返還を請求することができます。

(4) (3)の損害保険金の差額について返還を請求する場合において、それに伴う費用保険金の差額が生じるときは、当会社は、その差額についても、被保険者に返還を請求することができます。

(5) 当会社が対象工事ごとに第5条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間を通じて支払うべき損害保険金の額は、保険証券記載の期間中支払限度額を限度とします。

(6) 保険証券記載の免責金額は、1回の事故につき、対象工事ごとに適用されるものとします。

第16条（保険料の返還または請求－契約の失効または解除の場合）

(1) 次のいずれかに該当する場合は、保険契約者は、既経過期間に着工された対象工事の請負金額の総額を所定の通知書により当会社に直ちに通知しなければなりません。

① 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、この保険契約が失効した場合

② ①以外の事由でこの保険契約が失効した場合

③ 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合

④ 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合

(2) (1)のいずれかに該当する場合は、当会社は、(1)の通知書に基づき確定保険料を計算し、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足があるときは、その差額を返還または請求します。

(3) (2)の確定保険料は、既経過期間に着工されたすべての対象工事に対する次に掲げる保険料とします。

① (1) ①から③までに該当する場合は、保険期間の初日から失効または解除の時までの期間に対し、月割をもって計算した保険料

② (1) ④に該当する場合は、保険期間の初日から解除の時までの期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料

(4) (1)の通知の後に、通知の内容に変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく、当会社にその旨を通知するものとし、当会社は、変更に応じた保険料を返還または請求するものとします。

(5) 第11条（通知の遅滞）の規定は、(1)の通知に遅滞があった場合において、これを準用します。

(6) (1)のいずれかに該当する場合は、当会社の保険責任は、第5条（保険責任の始期および終期）(2)および(3)の規定にかかるわらず、(1)のいずれかに該当した時に終わります。

第17条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。

第18条（最低保険料）

この保険契約の最低保険料は、1,000円とします。

第19条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 短期料率表

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
12か月まで	100

土木工事保険総括契約特約条項（不精算）

第1条（対象工事）

- (1) この特約条項が付帯された土木工事保険契約の対象工事は、保険契約者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）内に着工する保険証券記載の工事のすべてとします。ただし、保険契約者が発注者の場合は、保険契約者が発注した工事のうち、被保険者が保険期間内に着工する保険証券記載の工事のすべてを対象工事とします。
- (2) 次に掲げる工事は、この特約条項の対象工事から除外するものとします。
- ① 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事
 - ② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事
 - ③ 建築工事または鋼構造物を主体とする工事等の土木工事以外を主体とする工事
 - ④ 海外で行う工事
 - ⑤ 第6条（保険金額）に規定する請負金額が100億円を超える工事

第2条（保険の対象の範囲）

この保険契約に適用される普通保険約款（以下、「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）(3)④および⑤の規定は、適用しません。

第3条（工事現場）

- (1) この特約条項が付帯された土木工事保険契約において、普通約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の工事現場とは、対象工事における工事現場すべてをいいます。
- (2) 対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物が対象工事の工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所についても（1）に規定する対象工事における工事現場に含まれます。

第4条（共同企業体方式による工事の取扱い）

共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における共同施工方式の工事については、その工事全体をこの特約条項における対象工事とし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(1)およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する損害に対して保険金を支払う場合は、普通約款、この特約条項およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により算出した保険金の合計額に、共同企業体における被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事が着工された時に始まります。ただし、工事が着工された後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。

(2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、対象工事ごとに、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。

(3) 対象工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後でも（2）に規定する当会社の保険責任の終期まで継続するものとします。

第6条（保険金額）

(1) 保険金額は、対象工事ごとに、工事にかかる請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）とします。

(2) (1) の請負金額とは、請負契約上の請負金額に次の補正を加えたものをいいます。

① 保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除

② 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額の加算

③ 出精値引がなされている場合は、その金額の加算

(3) 請負金額を定められない工事については、工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。

第7条（暫定保険金額）

暫定保険金額は、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の間に着工された工事（第1条（対象工事）(2)①から⑤までの条件に該当するものを除きます。）の請負金額の総額（以下「請負金額総額」といいます。）とします。

第8条（暫定保険料）

(1) 当会社は、第7条（暫定保険金額）に規定する暫定保険金額に基づき保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。

(2) 普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(4)の規定中「保険料領収前」とあるのを「暫定保険料領収前」と読み替えます。

第9条（保険料の不精算）

この保険契約においては、第12条（保険料の返還または請求－契約の失効または解除の場合）(2)の規定を適用して保険料を返還または請求する場合を除き、保険料の精算を行わないものとします。

第10条（地盤注入費用）

(1) 当会社は、普通約款第5条（損害の額の算定）(2)および(4)③の規定にかかわらず、保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用（以下「地盤注入費用」といいます。）を、同第5条に規定する復旧費に算入します。

(2) (1)に基づき復旧費に算入する地盤注入費用の額は、対象工事ごとに、1回の事故につき、300万円を限度とし、対象工事ごとの第5条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間中の総算入額は600万円を限度とします。

第11条（保険金計算の特則）

(1) 当会社は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、同第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、対象工事ごとに、1回の事故につき、次の①または②のうちいずれか低い額を限度とし、同第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。

① 第6条（保険金額）に定める請負金額

② 保険証券記載の1事故支払限度額

(2) 当会社が損害保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって暫定保険金額について、第7条（暫定保険金額）に定める請負金額総額に不足したものを申告したことを当会社が知ったときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、(1)①または②のうちいずれか低い額を限度とします。

$$\left(\text{普通約款第5条（損害の額の算定）の規定にによる損害の額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \frac{\text{保険契約者または被保険者が申告した暫定保険金額}}{\text{請負金額総額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) 当会社が保険金を支払った後に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって暫定保険金額について第7条（暫定保険金額）に定める請負金額総額に不足したものを申告したことを当会社が知った場合は、当会社は、既に支払った損害保険金の額と(2)の算式によって算出した額との差額について、被保険者に返還を請求することができます。

(4) (3) の損害保険金の差額について返還を請求する場合において、それに伴う費用保険金の差額が生じるときは、当会社は、その差額についても、被保険者に返還を請求することができます。

(5) 当会社が対象工事ごとに第5条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間を通じて支払うべき保険金の額は、保険証券記載の期間中支払限度額を限度とします。

(6) 保険証券記載の免責金額は、1回の事故につき、対象工事ごとに適用されるものとします。

第12条（保険料の返還または請求一契約の失効または解除の場合）

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社の保険責任は、第5条（保険責任の始期および終期）(2) および(3)の規定にかかるわらず、次のいずれかに該当した時に終わります。

- ① 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、この保険契約が失効した場合
- ② ①以外の事由でこの保険契約が失効した場合
- ③ 普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合
- ④ 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合

(2) (1) のいずれかに該当する場合は、当会社は、次に掲げる保険料を確定保険料とし、既に払い込まれた保険料と確定保険料との間に過不足があるときは、その差額を返還または請求します。

- ① (1) ①から③までに該当する場合は、保険期間の初日から失効または解除の時までの期間に対し、日割をもって計算した保険料
- ② (1) ④に該当する場合は、保険期間の初日から解除の時までの期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料

第13条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。

第14条（最低保険料）

この保険契約の最低保険料は、1,000円とします。

第15条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 短期料率表

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1ヶ月まで	25
2ヶ月まで	35
3ヶ月まで	45
4ヶ月まで	55
5ヶ月まで	65
6ヶ月まで	70
7ヶ月まで	75
8ヶ月まで	80
9ヶ月まで	85
10ヶ月まで	90
11ヶ月まで	95
12ヶ月まで	100

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、

保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために次に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-868-100

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

D14-41880(1)改定202110
2301-ER07-16032-202109